

都型放課後等デイサービス事業 ～送迎～

送迎の要件

【実施要綱】第8条：利用児童を送迎できる体制を確保すること

【実施要領】5(1)：原則として送迎加算を取得していること

5(2)：送迎加算の取得がない場合、送迎体制について書面で提出すること

対象者

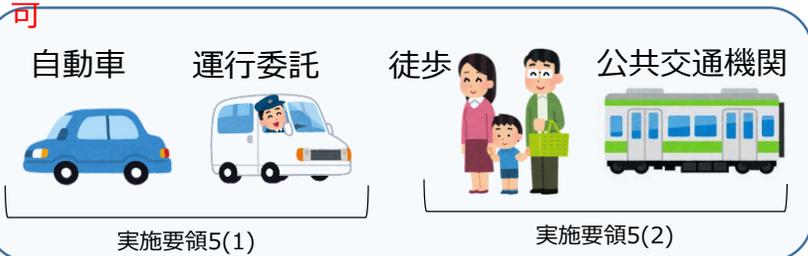


送迎が必要※な児童で希望する者

※自ら通所することが可能な児童の自立能力の獲得を妨げないよう配慮し、通所する際の道路等の安全性、児童の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断

手段

※保護者等への引き渡しにより送迎完了



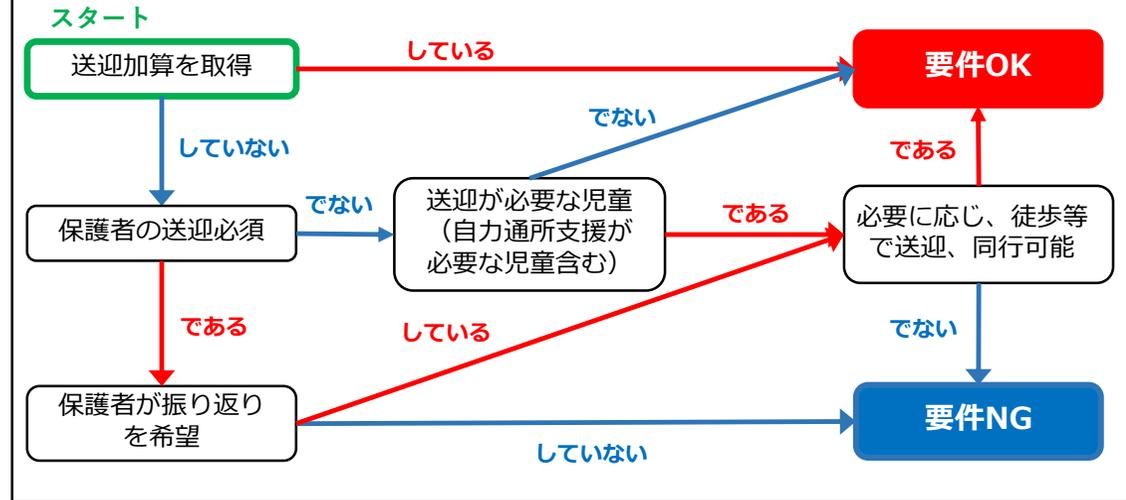
○「保護者による送り迎えを必須とする場合」や「保護者が手配した車両による送り迎えの場合」は**不可**

○自動車（運行委託含む）以外の手段により送迎を実施している場合は特に、送迎を実施している旨を事業所内掲示（別紙例参照）等により保護者に周知すること

時間

事業所が設定した最終送迎時間以降もサービスを利用する児童は原則保護者による送迎とすることも可能

要件確認フロー図



事例

- 事業所の最寄り駅まで徒歩で送迎 **可** 居宅以外の特定の場所へ送迎する場合は、事前に保護者の同意を得ておく
- 片道（学校までの迎え又は自宅への送り）のみの送迎 **不可** スクールバスによる送迎がある、保護者が事業所まで迎えに行きたい等、行き帰りの送迎が必要でない場合は可
- 事業所から30分圏内の小学2年生までの児童を送迎 **不可** 居住地域や年齢等で一律に制限せず、送迎の必要性を児童ごとに判断する

～事業所内掲示文の例～

送迎が必要なお子様には、保護者様の御希望に応じて送迎を実施しますので、スタッフへ御相談ください。

お預かり終了間際の時間帯の送迎など、御希望に沿えない場合もございます。

送迎車(帰り)出発時刻					
①	17:30	②	18:00	③	18:30